

北九州工業高等専門学校寮生保護者会会則

(名称)

第1条 本会は、北九州工業高等専門学校寮生保護者会と称する。

(目的)

第2条 本会は、北九州工業高等専門学校（以下「学校」という。）学生寮の運営について学校に協力するとともに、学生寮における教育及び生活指導に関する理解を深め、寮生の健全な成長に資することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 寮生の教育及び生活指導並びに福利厚生のための援助に関すること。
- (2) 学生寮における教育について理解を深めること。
- (3) その他、本会の目的達成に必要なこと。

(組織)

第4条 本会は、寮生の保護者を会員として組織する。

(役員及び顧問)

第5条 本会に次の役員及び顧問を置く。

- | | | |
|---------|----|----------------------------|
| (1) 会 長 | 1名 | 会を代表し、会の運営をつかさどる。 |
| (2) 副会長 | 2名 | 会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。 |
| (3) 監 事 | 1名 | 管理費の会計監査にあたる。 |
| (4) 顧 問 | 1名 | 会長の諮問に応じる。 |

(役員を選出)

第6条 役員は、会員の中から次の方法により選出し、総会の承認を得て選任する。

- (1) 会長及び副会長は、総会において会員の中から選出する。
 - (2) 監事は、総会に諮り会員の中から会長が委嘱する。
- 2 顧問は、寮務主事をもって充てる。

(役員任期)

第7条 役員任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 本会の会議は総会とし、会長がこれを召集する。

- 2 総会は、毎年1回開催する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に開催することができる。

- 3 総会は、会員の過半数の出席により成立し、委任による出席を妨げない。
- 4 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議)

第9条 次の事項は、総会の承認を得なければならない。

- (1) 管理費の収支決算に関すること。
- (2) 会則の制定改廃に関すること。
- (3) 役員の変更に関すること。
- (4) その他、会長が必要と認めた重要事項。

(事務)

第10条 本会に関する事務は、学生課学生支援係において処理する。

(その他)

第11条 この会則の施行について必要な事項は、会長が決定する。

附 則

- 1 この会則は、平成25年1月28日から施行する。
- 2 この会則の制定後、最初に選出される役員任期は、第7条の規定に関わらず、平成25年総会開催日までとする。
- 3 この会則は、令和4年10月19日から施行し、令和4年5月1日から適用する。